

令和5年度 第2回 地域包括支援センター運営協議会議事録

日 時 令和6年1月19日（金）19:00～

場 所 WEB会議

※会場参加者については中央保健福祉センター（すこやかプラザ）6階 運動実習室

出席者 <運営協議会委員>

千住会長 永島副会長 中村委員 吉田委員 太田委員 横田委員

森田委員 永木委員 久田委員 橋川委員

<事務局>

亀川保健福祉部次長兼課長 堤田課長補佐 堤課長補佐 上地主査

欠席者 <運営協議会委員>

橋川委員

議事概要

- (1) 令和6年度地域包括支援センター受託法人等の決定について
- (2) 受託未決定圏域について（大野・宇久）
- (3) 佐世保市包括的支援事業等実施要綱の改正について
- (4) 委託料の精算方法の変更について

1 案件ずつ事務局からの説明を受け、審議、承認と進めていった。主な内容は次のとおり

【事務局】

本日の会議の定足数について、委員数10名のうち9名の出席

佐世保市地域包括支援センター運営協議会条例第6条に規定する定足数を満たしているため、本日の会議が成立していることを報告する。

(1) 「令和6年度地域包括支援センター受託法人等の決定について」

【事務局】

市内9箇所の地域包括支援センターについては、民間法人への業務委託により運営を行っており、本年度末で現在の委託期間が満了となる。

これに伴い、来年度以降の委託先を選定する必要があるため、先般、受託法人の公募を行い、応募のあった法人を書類やプレゼンテーションにより審査する、佐世保市地域包括支援センター受託法人の選定に係る委員会を令和5年10月31日に実施した。

選定委員は全部で7名、学識経験者の方が3名、地域住民の代表の方が3名、市の職員が1名といった構成となっている。

なお、公正を期すために、委員は応募があった法人と関連がない方を選任した。

応募の状況について、今回9つの地域の募集に対して、7地区がそれぞれ現在受託している法人からのみ応募があり、ほかの法人からの応募はなかった。

申請地域は、それぞれの法人が現在担当している地域を希望し重複はなかった。

審査委員会では、「事業実績等」、「経営基盤」、「立地条件等」、「運営評価」といった4項目の書類審査と、「応募理由等」、「介護予防」、「PR事項」の3項目でプレゼンテーション審査を行い、それに、全体を通じての評価として「総合評価」を加え、全8項目で採点いただいた。

配点については各項目10点とし、総合計を80点としている。

採点の結果、応募のあったすべての法人が適正基準点以上の点数を獲得したため、市としては、応募のあったすべての法人を、各地域包括支援センターの業務を受託する法人として決定したいと考えている。この審査結果等を参考に、運営協議会として承認するかどうかを判断いただきたい。

<質疑> なし

委員一致で承認

「(2) 受託未決定圏域について」事務局より資料に添って説明

【事務局】

先ほど承認いただいた7地域以外の大野と宇久地域について、申請がなかった。市として包括運営の継続をどうにかお願いできないか、現受託法人へ再三依頼したところ、社会福祉法人佐世保市社会福祉法人が継続の意向を示していただいた。

また、大野地域については、現受託法人も含め多くの法人へ依頼していたが、資料を送付した時点では決定まで至らず、その後受託していただける法人が見つかり、準備に取り掛かっている状況である。

今回、大野包括の受託意向を示した法人は、佐世保市内に本社があり、包括の運営経験はないが訪問看護等の実績があり、県外にも事業所を展開されている。

宇久地域においては、海外離島で事業所が少なく、職員の確保が難しいことから、業務の軽減及び委託期間を2年間とすることで調整している。

両法人とも受託候補決定について、市の関係各課と協議の上、選定委員会に諮ることとしている。その後運営協議会の委員へご承認いただくこととなるが、次回の協議会が3月末予定のため、新年度スタートが難しいため、2地区の承認は書面での実施と考える。

【太田委員】

今までに受託先の法人がなかったことはあったのか

【事務局】

これまで2回公募しているが、希望されない圏域があったことない。今回が初めてである。

【太田委員】

今回が初めてとなった原因は何か考えられるのか

【事務局】

手が挙がらなかったため、現受託法人や事業所を回ったが、どこも言われるのが人材不足とのことだった。大野包括を受託している法人も、職員の欠員状態が続いており、残った職員が疲弊しており、このまま包括を続けることが難しいとの意見だった。他の事業所も運営するための人材確保が難しいという理由で引き受けることができないとの意見が多かった。

【太田委員】

地域包括支援センターって、地域にとって命になると思う。包括支援センターが機能しなければ、その地域の方達が困ると思う。今後このようなことがあってはいけないと思う。その対策は考えられているのか。

【事務局】

人員確保がし易くなるように、配置職員の緩和や、人材不足を補うために手続きを電子申請にするなど事務の簡素化や効率化するなど検討中である。

【永島委員】

民生委員の立場としては包括に繋ぐということが大切なので、どういう形であれ、包括の存続ができるよう行政にも頑張ってもらいたい。職員数が少ないとはよく話しており、定年退職後の職員の後に職員が入ってこないというのが現状だと思う。受託のために業務の緩和は仕方ないと思う。宇久は、外海離島ですし社会福祉協議会内で連携が取れるので、業務を小さく簡素化してもやっていけるんじゃないかなと思う。ですから、残す方法を見つけてほしいと思う。

他に意見なし

【千住会長】

未決定圏域の承認について、書類審査となるがよいか

(異議なしで、事務局提案が承認)

「(3) 佐世保市包括的支援事業等実施要綱の改正について」改正予定3点、事務局より資料に添って説明

【事務局】

①現在の地域包括支援センターが抱える課題の1つに、人員確保が難しい点があり、常時欠員が発生している状態である。そのため、次年度からの委託より、人員を確保し易くするため、配置職員の職種の緩和を実施することにした。配置職員の保健師以外は、準ずる者の配置を認めておりませんでした。新年度からは、三職種すべての準ずる者を配置可能とする。

②包括的支援事業の業務を行う職員は、常勤職員と定めているが、国が示している職員配置については、センターの規模に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合は、一部の専門職員は非常勤職員もしくは、常勤換算方法による配置も可能とされている。国の基準に合わせた要綱改正である。

人員確保について包括との協議の中で、職員の高齢化の問題がある。長年勤務していた職員の経験や専門知識は貴重であり、可能なら定年後も勤務を行って欲しいと思う法人も多く、職員の生活にあった勤務ができる体制をつくることで、専門職の確保につながるものとする。

③宇久包括の開設日及び開設時間、配置職員の変更に伴う要綱改正である。新年度からの受託条件の一つに、包括事務所を社会福祉協議会宇久支所内に設置することがあり、この事務所の開設日、開設時間に合わせるものである。包括閉庁時でも、連絡が取れるようにするとのことなので、問題ないとする。人員については、宇久圏域の高齢者人口は、R5.10.1時点で1,089名(資料3-5)である。この人数に対して包括の配置人数を決定しており、基準から言えば、2名配置となるが、年々人口減少が進む中、人材確保が難しいとのことであった。しかし、島には、宇久保健福祉センターがあり、保健師が常勤しているので、

連携を図り業務にあたっていただければ、問題ないかと考えている。

この項目は、事前に質問があったため別紙のとおり回答

【吉田委員】

3職種における準ずる者とはどういった職種なのか

宇久包括以外の包括の勤務体制について、土日祝日のなるといった変更はないのか

【事務局】

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者、主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者となっている

他包括の勤務体制については、事前に各包括に確認したところ、開設日6日間中で、職員の勤務は週5日間になるようローテーションを組んでいるため、開設日及び時間の変更はなしで、問題ないとのことだった。

【永木委員】

事務職員の配置は全包括対象となっているのか

【事務局】

対象としているのは、全包括としている

【太田委員】

国の基準で2年程運用して、見直しを考えてほしい。

【久田委員】

国の基準が今回緩和されたということなのか

【事務局】

配置職員の基準は平成30年から変わっていなかったが、今までは原則に基づいた配置を求めていた。しかし、人材不足という状況が深刻となっているため、国の範囲内で、できることから緩和していくと考え、今回の要綱改正となった。

【千住会長】

常勤換算方法は、労働時間を基にした換算で良いのか

【事務局】

お見込みとおり

（事務局提案 委員一致で承認）

「(4) 委託料の精算方法の変更について」事務局より資料に添って説明

【事務局】

令和5年度締結している包括的支援事業委託契約第8条第2項にある「精算方法」について変更するもの。現行は、職員の欠員期間によって、委託契約金のうち人件費分から減額するようになっており、また、配置職員に保健師に準ずる看護師を配置した際は、配置した期間分は5%に相当する額を減額するとなっ

ている。

欠員による減額については、欠員が生じた場合は該当する人件費が不要となるという考えで返還を命じていたが、実際は、欠員であることを理由に相談等を減らすなど業務量の調整は不可能であり、他の職員が時間外勤務などでカバーしており、欠員が生じた期間も、別に人件費が生じていると考えられる。

また、欠員が生じていても、各包括では、相談や訪問、各団体などとの連携等、本市が委託している業務は確実に実施されており、委託の目的は果たされている。

保健師の代わりに看護師を配置した際の5%減額について、配置困難な場合は準じる者の配置を国が認めており、看護師でも、実務的に業務遂行に支障はなく適切に業務が実施されていますので、減額する理由とならないと考える。

欠員による委託料の減額は佐世保市包括支援センター連絡協議会との協議において要望があっており、包括の負担軽減対策の一つとして検討が必要と考えていた。

当該委託業務において、地域包括支援センターが円滑に運営されることが重要であり、原則として、欠員が生じた場合は、その補充が迅速に行われることが求められるものと思われる。

しかし、現行の状況からいえば、委託料を減額することでかえって、包括の運営に支障をきたす可能性があり、欠員等による委託料の減額を実施しない取り扱いとしたいと考えている

なお、欠員や資格者の準ずる者の配置により、人件費が余る場合も推測されますが、業務終了後に人件費・事務費に係る会計報告書を提出させた上で、市が内容を審査精算し、委託料の確定を行い、残額が生じた場合は、返還を求めることで、委託料の支出を適切に管理することは可能である。

令和5年度からの実施を考えているため、承認をいただけたら変更契約書を締結予定である。

【横田委員】

準ずる者の配置をしても欠員が生じると推定されるのか

【事務局】

欠員が全く生じないということは言えない。そうならないように人員配置の緩和を行うものである

【横田委員】

本当にペナルティは課せなくていいのか

本来なら、人員確保をしないとイケないのに、ペナルティがないということは問題ないのか

【事務局】

ペナルティというよりは、必要となった経費は委託料から支給したいという考えである。

例えば、欠員となった期間分の人件費が100万円の場合、今までは、この100万円すべて返してもらっていたが、その期間に他職員の時間外等により、何かしらのカバーがあり業務をこなして、50万円の経費が必要となったのなら、その50万円は委託料から支給し、不要となった50万円は返納とするという仕組みとしたい。欠員を減額要件とせず、収支報告書にて、必要となった人件費と事務費をきちんと報告してもらい、不要となった経費は返納してもらうようにするというのが今回の提案している部分である。

【横田委員】

その件はわかりました。ただ、今後ペナルティがないということで、包括に人員確保に向けた対策等、何か他に考えはあるのか

【千住会長】

現在でも、人員が不足している状況中、残っている職員が疲弊して、退職希望や配置希望を出し、運営が

困難になることがペナルティであり、金銭的より人員不足となることが1番大きいと思う。

【森田委員】

資料4-2の部分で確認だが、赤字が出ていた部分は法人が負担しているのか

【事務局】

包括的支援業務については、市の委託料で賄っているはずなので、法人負担となる。今回の改正は、この点を改善したいものである

【森田委員】

法人の運営がしやすくなると思うので、良いと思う。

(事務局提案 委員一致で承認)

【千住会長】

議題の案件のすべての審議は終了したが、他に、ご意見、ご質問等がある方はいないか

【太田委員】

包括支援センターは地域のとっても、とても大事な場所である。センターが動いていないと地域の方が困ることになる。

大規模災害が起こった場合、自分たちも現場に行くことがあるが、その際に一番活躍しているのは、地域包括支援センターの職員である。体育館に行って、表札がないところで包括の職員が、その方の顔を見るだけで、被災者の身体状況や注意すべき点等を、私たち専門職員に瞬時に情報を提供されるような大事な存在である。

佐世保市で大規模災害が発生した場合、避難所で活躍するのも包括ですし、その地域にいらっしゃる避難行動が難しい方を把握しているのも包括が得意としている。よって、包括がうまく機能しないと困るのは佐世保市全体であるので、今後ともよろしくお願ひしたい。

全ての審議を終了し、第2回地域包括支援センター運営協議会は閉会となった